

【対談】

子どもの話を聴くために日本で必要なこと

— 新司法面接プロジェクト報告書を踏まえて —

飛田 桂

NPO 法人子ども支援センターつなぐ 代表理事
弁護士

増井 敦

社会安全・警察学研究所 所員
京都産業大学法学部 准教授

目次

- (1) 自己紹介
- (2) 新司法面接プロジェクトの目的は？
- (3) 新司法面接プロジェクトを立ち上げた理由は？
- (4) NCAC によるコンサルテーションにはどんな意義がある？
- (5) 日本版司法面接ガイドラインと日本版司法面接プロトコルの特徴は？
- (6) 子どもの話を聴くために日本で必要なことは？
- (7) これから皆さんともっと議論したいことは？

(1) 自己紹介

増井：それでは、対談を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

飛田：よろしくお願いいたします。

増井：最初に自己紹介から、飛田さん簡単をお願いします。

飛田：はい。特例認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐというところの代表理事をしております、あとは弁護士もしております。飛田と申します。私は、弁護士になってからずっと、基本的に一時保護をされた性被害を受けたお子さんの被害者代理人弁護士というのを多くさせていただいています。

子どもたちがなかなか大人に心を開けない段階で、一時保護所に通って、最初はお菓子を食べたりとか話をするところから、その後徐々に少しお話ができてきたところで、だいたいってから、「裁判官に何かお話ししたいことあるかな」なんてことを確認したりとかする。そういうことを割とライフワークのようにさせていただいたり、あと、18 歳以上のお子さんたちがシェルター、子どものシェルターに入る時のお手伝いをしたり、その後の生活の支援をしてきたってところから、実はつなぐというところの設立をしたというところなんです。

実は他にも、児童相談所の非常勤の弁護士をしたりとか、DV の精通弁護士として、お母さんと例えばお子さんが逃げる時の代理人の弁護士をしています。対外的には実は、いじめのことはしたりとかっていうこともしているので、子

どもがいるいろんな場所についての、子どもの代理人を直接やるということが、割と私のメインのテーマになっているところなんです。

今日のところでいくと、あとはすごく司法面接のことについて興味があったので、今日もいらっしゃってる山田不二子先生のチャイルドファーストの研修も受けさせていただいたりとか、一緒にオレゴンに行かせていただいたりとか。あと、仲真紀子先生のされている研修を受けたりとかいうことを、ずっとさせていただいていて、司法面接のことすごく興味を持っているところなんです。すいません、長くなりました。

増井：ありがとうございます。私も少しだけ自己紹介させていただきます。京都産業大学の社会安全・警察学研究所の所員です。法学部でも授業をしております、刑法の総論、各論、それからDVや児童虐待に関する講義を担当しています。この児童虐待の分野に関しては、子どもの最善の利益、福祉に資する、多機関多職種連携の在り方というものを研究していて、特に刑事司法部門と福祉部門がどのように連携することができるのか、中心としてはアメリカのシステムと日本を比較しながら、何か日本に役立つことはないだろうかということを考えて勉強している者です。

(2) 新司法面接プロジェクトの目的は？

増井：それでは内容に入っていきます。まず最初に、いきなり新司法面接プロジェクトと言われて、新司法面接プロジェクトって何ですか、何が新なのかも、皆さんちょっとよく分かんないと思うのです。なんだこれはという、非常に抽象的なネーミングなんです。これが一体どういうものなのかということ、少しだけご説明できたらなというところで。このプロジェクトを立ち上げた理由、どんな理由で立ち上げたんでしょうか。

飛田：そもそも一番最初は、この司法面接っていうものが本当に子どものために役立ってほしいし、それが本当に子どもたちに関わってくださっている大人の人たちにとって、きちんと使えるものになってるってことであってほしいという願いが、もともと私の中にあっただっていうところと。

あと、この今回の改正の前にあった在り方検討会というところで、山本潤さんという元当事者の方から依頼をいただいた中で、子どもたちの性被害の実態調査というのを、本当に短期間ですけども全国の弁護士にお願いをして、今どうなってるかっていうのを確認していた時に、あれ何かもしかすると子どもたちのためにまだ変化が必要なんじゃないかっていうのがあって。できる限り子どもたちのためになるように、司法面接ということについて学びたいし、日本においてこれが使えるように何かできないかっていうところが一番の始まりかなと思ってます。

増井：子どもたちに直接接する中で、このプロジェクトが必要だっていうことになったわけですけど、私のほうはやはり研究の分野なのでまた見てるところがちょっと違って。児童虐待の分野について勉強を始めると、これまでやってきた刑法、刑事司法の基本的というか原則的なやり方では、どうもうまくいかなさそうな、何かうまくフィットしてないところがたくさんあるということに気がきました。それを児童虐待の特殊性というふうに呼んだとか、考えたんですけども。刑罰を課せば問題が解決するかというと全然そうじゃない、じゃあどうやって解決したらいいのかというと、みんなで協力して、まさにMulti-Disciplinary Team (MDT) で対応する、そういう包括的な解決が必要だろうということと。

もう一つ、子どもが中心になってくるので、その子どもの特性に合わせたシステムが必要だってことになると、大人を想定して考えてきたこれまでのシステムとは違う全く新しいものを何か考えなきゃいけないというところで意見が一致しまして、こういうプロジェクトをやるうということになったわけです。

(3) 新司法面接プロジェクトを立ち上げた理由は？

増井：もう少し具体的にこのプロジェクトを立ち上げた理由っていうところの話を進めていきたいと思いますが、具体

的にはどういうところに課題があると感じていたのでしょうか。

飛田：一つは、司法面接のことを日本で語られる時に、司法面接の日のこと、その時の手法のことは語られたとしても、その前後とか、そのシステムとかに合った形で話っているのがちょっとないような気がしてたんです。これは本当に問題があるっていうふうに感じてました。

時に子どもたちが捜査機関の人ともう1回お話をしたいというふうに言ったとしても、場合によっては1回しか話を聞けないからっていうところで帰されてしまう。これもとても何か悲しい問題だと思ってました。場合によっては、子どもが自分から話し始めた話を止めるようなことがあって。子どもたちとしては、大人に話したいと思っていたのにそれを、話を聞いてもらえないってことが起きる。こういうことも本当に問題だと思っていました。

細かいことを言うとたくさん、どうもこのやり方ではちゃんと起訴されないんじゃないとか、逆に起訴が必要になった時には、どうしても子どもにかなり酷なことを聞いていないか。これは要は法律として、これが本当に子どもたちの被害の実態と合っているのかどうかっていうのは、ものすごく気になっていたところなんです。これが細かいところというふうになるかなと思います。

増井：私も、私なりに課題と感じた所はあるのですが、その課題の前に一番思ったのは、この分野についての勉強を始めた時に、それぞれの機関、地域の現場の方々が本当に一生懸命工夫していろんなことをされていて、しかもそれぞれの地域にそういうリーダーシップや熱意を持った方がおられて、引っ張っていているというのをすごく感じたんですが、一方で、それが属人的といいますか、その人に頼っているところがあって。その子どもはいいけれど、そうじゃないところの子どもはどうなんだろうっていうふうに考えると、これはきちんとシステムとして考えることが必要じゃないかというのが、一番こういうプロジェクトが必要じゃないかなというふうに思った、課題として感じたっていうことです。

でもその前提として強調しておきたいのは、何か日本の子どもの虐待問題に対する対応が、失敗しているとかうまくいってないとかは全然思っていないで、むしろアメリカも非常にこの問題については難しい課題を抱えていて、単純な統計的なことを言うと、日本というのはいくらこの問題を上手に扱ってきたし、今も扱っているんだろうという認識はしながら、でも、今言ったような個々の課題というのはいくらあるなというところで、このプロジェクト立ち上げたという感じなんです。

飛田：簡単に言うと、増井先生のお話と私一致してるところだなと思うのは、やっぱり日本全国でどこの子どもでも同じようなやっぱり対応をしてもらえること。もしかしたら日本全国の警察の方とかで、その専門の知識が欲しい、ダイレクトに必要なって熱意を持ってやってくださってる人たちが、直接本当の知識、正しい知識、そして専門的な知識にアクセスできるといいなって。そういう意味で実は今回のプロジェクトに関しては、全て基本的にちゃんとオープンにしていく、全てをリリースして日本全国の人たちが見れるようになればいいなっていうのは、一つ大きな願いの一つです。

(4) NCAC によるコンサルテーションにはどんな意義がある？

増井：そうですね。そして、こういうプロジェクトを立ち上げようというところで、NCAC にコンサルテーションをお願いしようってことになったわけですけども。この NCAC にコンサルテーションをお願いするということの意義、どういう良いところがあるということをお願いしたんでしょうか。

飛田：まずもちろん、正しい知識がないことには私たち打ち勝てないわけですので、正しく専門家としての知識をいただきたいということ。ただ同時に、やっぱり柔軟性がいただきたい。この実践者として NCAC というのはまさに面接の実践者なんです。例えばさっきもお話しありましたが、警察の人、検察官の人、そしてこのチャイルドプロテクションサービス、つまり児童相談所の人たちと一緒に実践してるからこそ分かる、この本当にこのまま形式上やっていくの

じゃ駄目だとか、変更が必要だってことができる。しかも NCAC さんはそれを、他の外国にもちゃんと適用させるコンサルテーションを、これ外国にもしているっていうことで、そして何といても 2015 年にアメリカでもあったわけです。アメリカでもたくさんの議論がある中で、それをある意味横にも串刺しするように、ある意味ちゃんと標準的な司法面接とは何かっていうことをリンダさんはまさに書かれているわけですけど。そういうことをされているってことで、もう私たちとしてはぜひ NCAC さん、リンダさんにコンサルテーションをしていただきたいということをお願いをしたというところですよ。

増井：実は私は、この NCAC を選定するっていうところには関わってなかったの、そこと一緒にやれるのねっていう、うれしいなと思ったんですけど。実際にコンサルテーションを受けていく中で、非常に驚いたし、うれしかった、すごく助かるなと思ったのは、NCAC の持っているリソースの中の文献調査のデータベースってのが非常に豊富で、こういう問題について日本で考えたいのだけれど、何か参考になる資料がないかっていうと、ぱぱぱと送ってきてくれる。それを宿題として勉強して、そういうことかかってのを理解できるってのが、非常にいいなと思ったところ。

それからもう一つは、これも僕あんまり勉強不足でよく分かってなかったんですけど、NCAC のいわゆるプロトコルといわれるストラクチャーってのが、かなり頻繁に改訂されていて。実は僕たち翻訳する作業をしている中で、僕がちょっと前のそのものを見ながら訳していると、何か訳がおかしいなと思って、「もしかして同じもの見えますか？」とかって言うと、僕が一つ前、もう 2~3 年ぐらい前だったかな、の物を見てたら内容が相当変わっていたっていう。なので、そういう意味でも新しい知見をどんどん取り入れているというところで。これから新しいことをやっていきたい僕たちにとって非常にありがたい存在だったなと思っています。これからは一緒にやっていってもらえるということで、楽しみにしています。

(5) 日本版司法面接ガイドラインと日本版司法面接プロトコルの特徴は？

増井：では、日本版司法面接ガイドラインと日本版司法面接プロトコルの特徴。この話にもいきたいと思いますが、どんなところが特徴でしょうか。

飛田：特徴としては、まずガイドラインとしては、少なくとも私が知る限り日本でこの司法面接のことを、前後を含めてガイドラインとして規定をしたものというのは多分なかったと思っているんです。そういう意味では、現在の日本において実践をしていくに当たって、日本全国どこにいらっしゃる方でも、ガイドラインを見ていただければこういうふうには実践をすればいいんだってことが分かっていただけるのではないかなと。そういうものまずはたたき台として、このガイドラインというものが策定されているというところですよ。

増井：特徴として、幾つか他にも挙げるができると思うのですが、一つは児童虐待のケースの特徴として、犯罪にならない心理的虐待のようなものから、亡くなってしまうケースまで、本当にケースは多様だと思うんですけども、それをある程度類型化して、特に今回は刑事事件として立件され得る可能性がある、そういうケースの場合にどういう手続き、どういう流れで、どういう対応が必要かというところに焦点を合わせて、そこで使える道具を提供しようと考えました。対象とするタイプのケースに焦点を絞ったというところが特徴の一つとしてあるかなと思います。

それから、MDT が必要だ、MDT が実現するようなガイドライン、そういったものを作っていくという時に、それを考える側も実は MDT でなければならないということが、当然の前提としてあるということに改めて気付かされました。特に、この僕たちのチームの中で議論する時に使っている用語が整理されていたかのために、「今何の話している？それってこれのこと言っている？合っている？」みたいなことが最初は起きていたから、これを日本でこういう用語のほうを使えと言いつもりは全くないんですけど、少なくとも僕たちの中では、言葉が誤解なく通じるために用語法を整理しようということをやりました。実はこれが僕たちの中の頭の整理にも非常に役立って、そこはガイドライン

の中にご紹介しているので、それも特徴かなと思っています。

例えば、ガイドラインとプロトコルを分けたとか、司法面接といわれるものや、代表者聴取といわれるものや、協同面接といわれるものもいろいろあるけれども、僕たちが対象としているものには日本版司法面接という名前を付けたら、初期聴取と司法面接とその後の捜査や調査等のための子どもとの接触を区別して整理するなど、いろいろとそういう用語法の整理というのを前提としてやったというのも、一つ特徴として言えるかなと思います。

飛田：今ある日本のやっていることにおいても使えるように、そしてもしかしたら変化があった時にも対応できるように、そういう意味でいろんな議論があって、まさにこの用語についてはチームの中でもものすごく議論があったんですけど、日本全国同じように話し合いができる、一つのたたき台としてっていう形でも意味があるかなと思っています。

(6) 子どもの話を聴くために日本で必要なことは？

増井：ではさらに、今これから子どもの話をさらによく聞いていくために、日本でどんなことが必要だろうかという点です。いかがですか。

飛田：子どもたちの話を聞くためには、やっぱり少しずつできてきているこの芽なんだと思うんですけど。これをぜひみんなで、オール大人の力できちんとこれを制度として、子どもたちがもちろんさっき一番最初に実は田村先生がもうお話しされてしまったかなと思ってんですけど、おっしゃっていた、本当にその話しやすい、子どもたちが話す環境をまずつくる。

それに対してきちんとそれを、本当に100人いたら、そのうちもしかしたら1人しかしゃべってくれないかもしれない。その1人を本当に大切にしなければいけないし、しゃべる時もそうだし、しゃべった後もそうだし、その後の全てにおいてきちんと大切にされなければ、子どもたちの話を聞くってのは、結局できないこと、できていなかったことになっちゃうような気がして。これを今後日本では、まさにこの話をオール日本で省庁の、できれば垣根も越えて、私が弁護士かどうかなんていうのは超えて、みんなですら子どものために一番良いのかっていうのを話し合えると、すごくいいのかなと思っています。

増井：ありがとうございます。やっていきたいと思います。私の今具体的に必要だなっていう、本当にピンポイントでいくつか挙げるとすると。一つは、今も本当によく連携を進めていっていると言えると思うんですけど、それがチームになればいいなという、チームとして連携しているところが、もう一歩進むことが必要かなっていうのが一つと。

もう一つは、司法面接、非常に良い聞き方っていうのがどんどん広がってきて、子どもにとっていいことが広がってきていると思うんですけど、その実は前の段階で、最初に子どもが話を始めた時にどう対応するかっていうのも非常に重要な場面なので、今日も学校関係者の方や医療関係の方もお越しくさっていますけれども、そういった子どもが一番最初に話をする場面に対応する人たちのスキルであったり、心構えであったり、理解というものがさらに進んでいくように、一緒に進めていく必要があるかなっていうふうに思っています。

飛田：要は、せっかく初期聴取、初期の段階で子どもたちが話そうと思った相手がいるわけですよね。その人たちにはぜひ話を聞いていただいて、それをきちんと残していただく。もちろんただそれは、きちんと適切な聞き方であったりとか、もちろんこちらから間違っただけ聞いてはいけないわけですけども。そういうことをきちんとみんなで理解した上で、初期の聴取というのは時にとても大切なわけです。そしてそれは証拠としても非常に重要な可能性がある。そういうことをつぶすようなことはあってはならないし、子どもの話を止めてはいけない。

もう一つ私としてはそこで背景にあることとしては、それぞれの本当にスペシャリストの育成というんですか、検察官であったら、この児童虐待のことについてやっぱりスペシャリストの検察官の方がぜひできていただきたいというか。そしてこれは児童相談所もそうなわけです。児童相談所で、この刑事事件のことをするスペシャリストの人ができてい

ただきたい。これももちろん弁護士もそうですけれども、どこでもそう、お医者さんに関してもそうなわけです。この児童虐待のスペシャリストの人がいる。そこがきちんと連絡をある意味取り合えるというか、きちんと最新の議論ができていて、その人たちが、要は子どもは社会の宝だとしたら、その子たちのためにまさに一番できる人たちが、ぜひ関わっていただいて。そして子どもたちに一番の対応をしていただきたいなど。

これは本当に司法面接者を育成するという意味では、今後はスペシャリストをここでも養成するわけですが、これはでも司法面接の話だけじゃないわけです。どの機関においても、その捜査機関である捜査としてのスペシャリスト、その一番の児童虐待のスペシャリストっていう人をつくっていただきたいなというふうには思っています。すいません、つつい熱くなってしまうんで。

(7) これから皆さんともっと議論したいことは？

増井：熱さが原動力だと思うんで、一緒にやっていきたいと思います。最後、では皆さんともっと議論したいこと、どんなふうに議論していきたいかというところで、締めにしましょう。飛田さんから。

飛田：だいたい話してしまったんですけども、本当にできれば本当にオール日本でというか、オールもう本当に大人でこの話をぜひやりたい。今何か、どうしてもやっぱりさっきまだチームになってないってお話があったんですけど、連携はすごく進んでるんですけど、何かまだやっぱりもう一步この垣根を越えたいというところがあるんです。できればここでは、みんなが共通の言語を持って、できれば相手を糾弾するような形ではなくって、みんなで一番最新の議論にアクセスできる中で、みんなが正しい議論にアクセスできる中で、そこで話し合えばおそらく、きちんとエビデンスベースなわけです。誰かが言ってるから正解である、ではなくて、ちゃんとエビデンスベースで話して行って、そこでまさにその科学と、そしてでも私たちのハートの問題と、子どもたちへの対応の問題と一緒に話していくことによって、子どもたちにとって一番いい、これは法律もそうですし、社会のシステムとしてもそうですし、もしかしたら面接のこともそうかもしれないし、系統的全身診察とかお医者さんのこともそうかもしれない、証拠の収集の仕方もあるかもしれない。この全ての日本の全体のこのことについてみんなで話し合っ、何が今足りてないのか、うまくいってることもいっぱいある、でも何が足りてないのか、そこについてみんなで変えないかっていうところ。これは本当にみんなで話し合いをしていただきたいなと思っています。

増井：そうですね。このみんなですっていう中には、僕はやっぱりどうしてもこれを乗り越えていかなきゃいけないと思うのは、加害者と被害者っていう、ある意味対立するような立場の人たちがいるわけだけれども、そこは単に対立するような場面じゃなくて、この問題を本当に解決していくっていうふうに考えれば、加害者も被害者も問題を抱えていて、解決すべき問題があるわけだから、そこはその立場の違い、考え方の違いっていうのは乗り越えて、どちらも包括的に一緒になってこの問題に取り組んでいくっていうのが、ぜひしたいなと僕も思っていることです。今日お越しいただいた皆さんも、一緒にこの問題についてこれからもこれまで以上に取り組んでいくことができれば、もっと子どもたちが幸せな時間を過ごせるようになるのかなと思います。私たちも、たたき台っていうのを出しましたので、先生方皆さん方からどんどんとたたいていただいて、より良いものが作っていければというふうに願っております。では終わりますか。今日はありがとうございました。